

ご契約に関する重要事項説明書

「傷病手当プラス保険」

商品正式名称:日常生活支援保険(傷病欠勤保障特約付帯)

- ・ この「重要事項説明書」は、お申込において正しくご理解いただきたい事項や、特にご注意いただきたい事項を「契約概要」・「注意喚起情報」としてまとめております。
- ・ 重要な書面となりますので、必ず内容をご確認いただき、ご了解のうえお申込ください。また、お支払事由や制限事項の詳細は、約款に記載しておりますのでご確認ください。

契約概要

- ・ ご契約の内容等に関する重要な事項のうち特にご確認いただきたい事項を記載しています。

1. 商品の仕組み

- ・ この保険は、傷病欠勤日数に応じた日額タイプの傷病欠勤保険金をお支払いする保険です。ご自身の保険契約の内容については、当社の商品案内サイトやお手続きページをご確認ください。また、ご契約後はマイページにてご確認ください。(※)

(※)保険金額等の設定は、高額療養費制度、傷病手当金制度、医療費助成制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

2. 保障の内容

- ・ 傷病欠勤保険金のお支払いは、保険期間を通じて通算15日分が限度となります。

【保険金をお支払いする主な場合】

保険金をお支払いする主な場合およびお支払いする保険金の額は次のとおりです。

保険金の種類	支払事由	支払額と支払限度
傷病欠勤保険金	被保険者が、保険期間中に、次の条件をすべて満たす傷病欠勤(注1)をしたとき (ア) 責任開始時以後に発病した疾病または発生した傷害(以下、「身体の障害」といいます。)を直接の原因とした傷病欠勤 (イ) 傷病手当金が支給される傷病欠勤	<支払額> 健保待期期間(注2) 日額 1 万円 傷病手当金支給以降 日額 3 千円 <支払限度> 保険期間を通じて、 通算15日分まで

(注1)傷病欠勤

傷病手当金の支給計算における、療養のために労務に服することができず就業しないことをいいます。ただし、健保待期期間中の公休日は傷病欠勤とはみなしません。

(注2)健保待期期間

傷病手当金の支給計算における、起算日となる療養のために労務に服することができなくなった日から、支給対象となる日までの期間(支給対象となる日を含みません。)をいいます。

- ※ 上記は代表的な事項を記載しています。詳細は約款をご確認ください。
- ※ 保険金の支払事由の発生が著しく増加し、この保険契約の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じた時、保険期間中に保険金の削減を行うことがあります。

3. 主な特約と概要

- ・ 販売取扱い条件によっては、特約が付加される場合があります。詳細は約款をご確認ください。

4. 保険期間

- ・ 1年間
- ・ 保険期間(1年間)が満了する場合、更新により継続してご加入いただくことができます。保険期間満了日の2カ月前までに更新についてのご案内をしますが、お客様からのお申出がない場合は、自動的に契約が更新されます。契約の更新をお望みでない場合は、マイページにてお手続きいただきますようお願いいたします。

5. 引受条件

- ・ この保険は、申込日において満18歳以上の方がお申込いただけます。
- ※ 注意喚起情報「3. 告知義務」「4. 責任開始日」もご確認ください。
- ※ 想定外の事象発生により当社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が発生したときは、保険金を削減して支払うことがあります。

6. 保険料

- ・ 月額保険料 500円
- ※ 保険金の支払事由の発生が著しく増加し、この保険契約の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じた時、保険期間中に保険料の増額を行うことがあります。

7. 保険料払込みに関する事項 払込方法 払込期間

- ・ 保険料のお払込みは、当社の指定するクレジットカードによる月払とな

り、保険料払込期間は保険期間と同じです。

8. 契約者配当金

- ・ この保険には、契約者配当金はありません。

9. 解約返戻金

- ・ この保険には、解約返戻金はありません。
- ※ 複数月の保険料を前払いする制度等はありませんので、その返金もありません。

次のページ **注意喚起情報** に続きます▶

注意喚起情報

- ・ ご契約に関して、特にご注意いただきたい事項、お客様にとって不利益となる事項等を記載しています。

1. クーリングオフ

- ・ この保険は保険期間が 1 年以内であるため、クーリングオフの対象外です。
ただし、責任開始前であれば、申込のキャンセルは可能です。その場合保険料を返金します。

2. 現在のご契約の解約を前提とした新たなご契約のご注意

- ・ ご契約中の保険契約を解約し、新たに保険契約をお申込みいただいた場合、被保険者の健康状態などによってはお引受けできないことがあります。

3. 告知義務

- ・ ご加入時の状況について、ありのままを告知ください。
- ・ 当社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、当社は、「告知義務違反」として、保険金を支払わない、または保険契約を解除することがあります。

4. 責任開始日

- ・ 「申込」、「告知」、「1回目の保険料のクレジットカード決済」がそろった日の 5 日後の午前0時から責任(保障)を開始します。
- ※ 当社が上記責任開始日より後に保険のお申込を承諾した場合でも、さかのぼって責任(保障)を開始します。

5. 保険金を支払わない主な場合

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)第1条第15号に規定する新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)を直接の原因とした傷病欠勤
- ・ 契約概要「2.保障の内容【保険金をお支払いする主な場合】」の注記をご確認ください。
- ・ 次のような場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ✓ 告知義務違反
 - ✓ 被保険者の故意または重大な過失等の免責事由への該当
 - ✓ 詐欺・不法取得目的による保険契約の取消・無効
 - ✓ 保険金を詐取する目的で事故を招いたときや、被保険者が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等の保険契約の解除
 - ✓ 保険料の払込みがなく、保険契約の効力が失われた場合
- ※ これらは代表的なものですので、詳細は約款をご確認ください。
- ※ 保険金の支払事由の発生が著しく増加し、この保険契約の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じた時、保険期間中に保険金の削減を行うことがあります。

6. 保険料の払込猶予期間

- ・ 第2回以後の保険料の払込みについては、払込期日の翌月の応当日までを、猶予期間とします。
 - ・ 猶予期間内に保険料の払込みがないときは、保険契約は、猶予期間の満了する日の翌日から効力を失います。
- (保険料のお支払と猶予期間の例)
- ・ 4/18 お支払 → 5/18 未払い → 6/18 未払い(猶予期間期限) → 6/19 契約の失効
 - ・ 保険金の支払事由の発生が著しく増加し、この保険契約の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じた時、保険期間中に保険料の増額

を行うことがあります。

7. 保険契約者保護機構の措置等

- ・ 当社は少額短期保険会社であるため、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置の対象となりません。
- ・ 保険業法270条の3第2項第1号に規定する、同機構の補償対象契約に該当しません。

8. 指定 ADR 機関

- ・ 商品やサービスに対するご不満・苦情等について当社との間で解決ができない場合には、当社が加盟する指定ADR機関(保険業法第2条第28項に規定する「指定紛争解決機関」)である日本少額短期保険協会の「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

指定紛争解決機関

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

電話番号:0120-82-1144(フリーダイヤル)

FAX:03-3297-0755

受付時間:9:00~12:00 13:00~17:00

受付日:月曜日から金曜日(祝日ならびに年末年始休業期間を除く)

9. 支払時情報交換制度

- ・ 当社は、日本少額短期保険協会が運営する「支払時情報交換制度」に参加しており、保険金等のお支払、ならびに、保険契約の解除、取消および無効の判断の参考とすることを目的として、各参加会社が保有する保険契約に関する所定の情報を相互に照会し、共同利用します。
- ・ 支払時情報交換制度の詳細および参加会社は以下のホームページにてご確認ください。

「日本少額短期保険協会のホームページ」

<https://www.shougakutanki.jp/>

10. その他ご契約時の注意事項

「健康保険法に定める健康保険制度の対象となる被保険者でなくなる時の通知」

- ・ 被保険者が、契約内容確認証に記載された雇用者の健康保険法に定める健康保険制度の対象となる被保険者でなくなる時(※1)は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨(※2)を当社に通知してください。
- ・ 被保険者が、契約内容確認証に記載された雇用者の健康保険法に定める健康保険制度の対象となる被保険者でなくなる場合、前項に定める通知が当社に到達した日と雇用者の健康保険法に定める健康保険制度の対象となる被保険者でなくなる日のいずれか遅い日からこの特約は消滅します。
(※1)一時的に被保険者でなくなった後、雇用条件の変更や再雇用など、再度、契約内容確認証に記載された雇用者の健康保険法に定める健康保険制度の対象となる被保険者となる見通しがある場合を除きます。
(※2)被保険者でなくなる日付を含みます。

「保険料控除の対象外」

- ・ この保険は、所得税法上の所得控除(生命保険料控除)の対象となっておりません。

「保険契約の更新」

- ・ 保険契約を更新される場合は、更新時の普通保険約款・特約、および保険料率を適用します。
- ・ 当社は事後検証の結果、この保険の計算の基礎率と実際が乖離したときは、更新する保険契約の保険料または保険金額の見直しを行なうことがあります。
- ・ 更新時に、この保険契約が不採算であることその他の理由により、当社がこの保険契約の締結を取扱っていないとき当社は更新を取扱いません。
- ・ 保険契約の更新を取扱わないとき、当社は、保険契約の保険期間満了日の2カ月前までに保険契約者にその旨を通知します。

「第三者による保険料支払特約の取扱い」

- ・ 「第三者による保険料支払特約」を付加した場合、第三者が保険契約者に代わって保険料負担することができます。
- ・ 第三者による保険料負担期間は、保険料負担者が指定した期間です。ただし、保険料負担者の事情等により、指定した期間よりも保険料負担期間が短くなることがあります。
- ・ 第三者による保険料負担期間が経過した後も保険契約を継続する場合は、保険契約者による保険料の払込みが必要です。
- ・ 保険料負担者による保険料の払込みがなされない場合、保険金が支払われないことがあります。

「少額短期保険業者」

- ・ 少額短期保険業者は以下の範囲で保険契約を引受けします。
 - ① 保険期間は1年まで(損害保険の場合は2年)。
 - ② 保険金額の限度額は、医療保険等の傷害・疾病にかかる保険は80万円、死亡保険は300万円、損害保険は1,000万円まで。
 - ③ 1被保険者についてお引受けできるすべての保険の保険金額の限度額は1,000万円まで。ただし、事故発生率の低い賠償保険については別枠で1,000万円が上限となります。
 - ④ 1契約者にてお引受けできるすべての被保険者の保険金額の総額は、上記②・③のそれぞれの限度額の100倍までとなります。

「お問合せ先」

- ・ 保険金の支払可能性があると思われる場合など、お手続きやご契約に関しご不明な点がございましたら、マイページにございます「よくあるご質問」をご確認ください。解決しない場合は、「よくあるご質問」の「お問合わせフォーム」からお問い合わせください。
- ※ 保険金請求および解約はマイページからお手続きいただけます。
- ※ マイページへのリンクはご契約時に送付しております Eメールおよび当社ホームページからご確認ください。